

大垣市景観遺産指定実施要綱（案）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、大垣市景観条例（平成 21 年条例第 4 号 以下「条例」という。）第 24 条第 1 項の規定による大垣市景観遺産（以下「景観遺産」という。）の指定に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

（指定の基準）

第 3 条 景観遺産の指定に当たっては、次に掲げる基準から選考し、判断するものとする。

- (1) 意匠的に優秀なもので、誰もが容易に見ることができるもの
- (2) 地域のシンボリックな存在で、地域住民に親しまれているもの
- (3) 地域の自然、歴史、生活及び産業の特徴が顕著に現れたもの
- (4) 地域の良好な景観形成の規範となるもの
- (5) 広く人々に心地よさ、潤い及びなごみを感じさせるもの
- (6) その他特に審議会（条例第 38 条の大垣市景観遺産審議会をいう。以下同じ。）が必要と認める基準に該当するもの

（指定の手続）

第 4 条 景観遺産は、市民等からの推薦があったもの又は市が推薦する建造物等で、審議会において選考され、かつ、建造物等の所有者等の同意が得られたもののうちから市長が指定する。

2 前項の同意は、建造物等の所有者等を確定することが困難である場合に限り、これを省略することができる。

（庶務）

第 5 条 景観遺産の指定に関する庶務は、都市計画課において処理する。

（委任）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 月 日から施行する。